

事務連絡
平成 29 年 8 月 2 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部
雇用開発企画課長補佐
地域就労支援室長補佐
就労支援室長補佐

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、生活保護受給者等雇用開発コース）の取扱いに係る留意事項について

特定求職者雇用開発助成金の実施について、日頃よりご尽力いただき感謝申し上げます。平成 29 年 7 月 14 日付け職発 0 7 1 4 第 5 号「雇用安定事業の実施等について」により、就労継続支援 A 型事業所（以下「A 型事業所」という。）において、平成 29 年 7 月 18 日以降に雇用される者に係る特定求職者雇用開発助成金のうち、特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース及び生活保護受給者等雇用開発コースの支給については、新たな要件を設けることを通知したところです。

新要件の導入にいたる考え方やその情報入手方法等につきまして、下記のとおり留意事項として整理しましたので、遺漏のないようお願い致します。

記

1. 不支給となる対象労働者について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号、以下「障害者総合支援法」という。）第 49 条第 1 項若しくは第 2 項に基づく勧告を受けた場合又は第 50 条第 1 項に基づく指定の取り消し、その指定の全部若しくは一部の効力の停止を受けた場合は、不支給要件に該当することとなり、以後、特開金の支給は行わない。

これは、特開金は対象労働者の雇用促進及び安定的な雇用継続の確保を目的とした助成金であるため、勧告、命令等を受けた A 型事業所は、その目的を達成することが困難であると考えられるためである。

よって、この措置の対象となる労働者は、就労継続支援 A 型事業の利用者として雇い入れられた者のみとし、A 型事業所に支援員等で雇用される者については、本要件の適用対象外としている。

2. 不支給となる期間について

支給申請を行った事業主について、当該申請のあった日までに障害者総合支援法に基づく勧告書等が発出されていないか確認し、発出されている場合は、以後の申請について、その是正が確認できるまでの間は、特開金を不支給とする。

3. 勧告等を受けたA型事業所の情報について

申請のあったA型事業所が、障害者総合支援法に基づく勧告等を受けているか否かは、以下のいずれかの方法で確認する。

- (1) 事業所の住所を管轄する都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）の障害福祉所管課に照会する。

なお、口頭で確認する場合は、担当者氏名等を聴取し、当該担当者氏名等及び確認者氏名を支給申請書類等に記録しておくこと。

- (2) 都道府県等は障害者総合支援法に基づく勧告等を実施した場合、当該事業所に係る情報を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課に報告することとされており、同課は、職業安定局雇用開発部雇用開発企画課へ当該情報を提供することとなっている。

これを受け、雇用開発企画課において、当該事業所の一覧表(*)を作成し、各都道府県労働局職業安定部長に提供するものとする。

(*) 事業所名称、管轄労働局名、勧告等実施日、処分内容（勧告、命令、指定一部取消、指定全部取消）を想定、別紙参照

【担当】

本省代表：03-5253-1111（内線）

（特定就職困難者コース関係）

雇用開発企画課雇用安定事業係 小原、松井（5792）

（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース関係）

地域就労支援室職場適応援助係 近藤、谷本（5858, 5860）

（生活保護受給者等雇用開発コース関係）

就労支援室特定雇用対策係 鶴川、脇阪（5796）